

MCS税理士法人通信～税制改正特集～ 号外版4号

第四回 住宅取得資金に係る贈与税の非課税枠の拡大

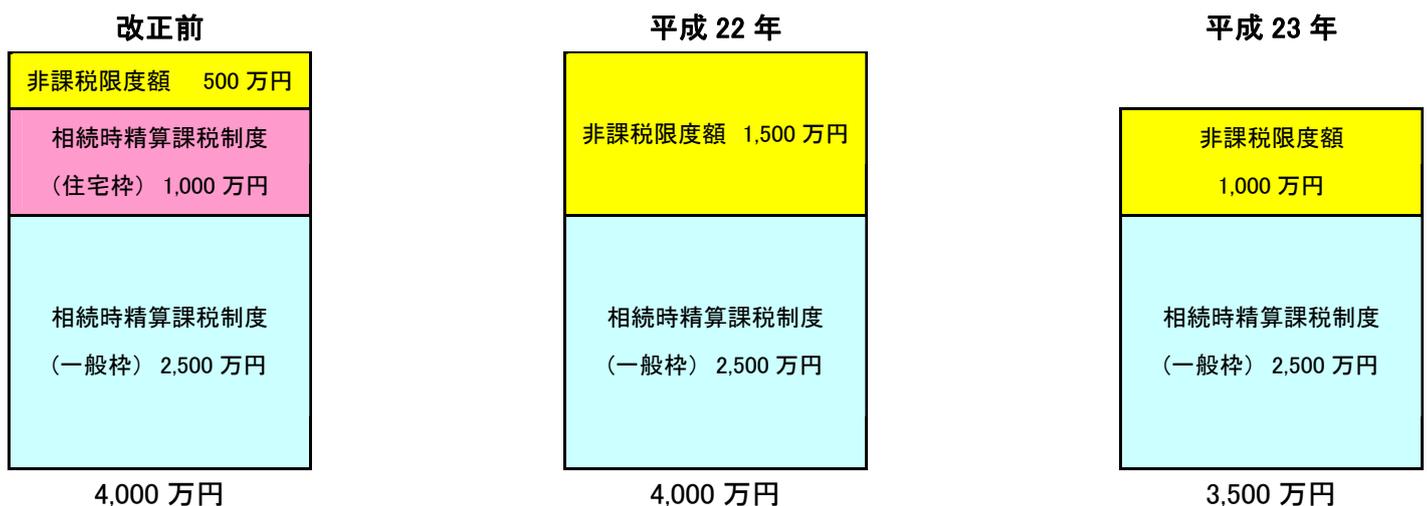
(1)直系尊属からの住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税について、500万円の非課税限度額が引き上げられることとなりました。

- ・平成22年中に贈与した場合・・・1500万円
- ・平成23年中に贈与した場合・・・1000万円

【注意点】

- ①贈与を受ける者の合計所得金額が、2,000万円を超えると適用を受けられません。
- ②適用期限は平成23年12月31日までとなっています。
- ③相続時精算課税制度の住宅枠の上乗せ1000万円は廃止となりました。

図解)



(2) 相続時精算課税制度の特例の延長

一般枠2,500万円について65歳未満の親からの贈与も対象とする特例の適用期限を2年延長することとされました。

MCS税理士法人 青山事務所・立川事務所

〒107-0062

東京都港区南青山3-13-1 小林ビル4階

電話：03-5786-0340 FAX：03-5786-0341

<http://mcs-sougou.tkenf.com>

mail：bzq22140@tkenf.or.jp

〒190-0023

立川市柴崎町3-11-4 千代田生命立川ビル4階

電話：042-595-7671 FAX：042-528-6949

<http://www.mcs-office.jp>

mail：info@mcs-office.jp